

岩手県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年8月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
医療法人社団創生 会胆江病院	医療法人社団創生 会おとめがわ病院	奥州市水沢佐倉河字慶徳27番地1	精神通院医療	平成30年7月1日